

承第4号

専決処分の報告及び承認について（平成29年度三島市一般会計
補正予算（第3号））

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第9号

専 決 処 分 書

平成29年度三島市一般会計補正予算

(第 3 号)

三島市専第9号

平成29年度三島市一般会計補正予算(第3号)

平成29年度三島市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ33,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を35,242,101千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年9月28日

三島市長 豊岡 武士

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 5,238,275	千円 33,239	千円 5,271,514
	3 委託金	71,140	33,239	104,379
歳入合計		35,208,862	33,239	35,242,101

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,013,625	千円 33,239	千円 4,046,864
	4 選挙費	34,375	33,239	67,614
歳 出 合 計		35,208,862	33,239	35,242,101